奈良教育大学, 奈良県へき地教育振興協議会及び奈良県教育委員会の 連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、奈良教育大学(以下「大学」という。)、奈良県へき地教育振興協議会(以下「協議会」という。)及び奈良県教育委員会(以下「委員会」という。)が連携協力し、へき地教育の諸課題等に適切に対応することにより、大学及びへき地指定校等における教育・研究の充実・発展に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携協力は、大学、協議会及び委員会(以下「協定締結者」という。) の間で実施する。

(連携協力の内容)

- 第3条 第1条に規定する連携協力の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 教職員相互の交流・研修に関すること
 - (2) 学生及び大学院生によるへき地指定校等の教育活動の支援に関すること
- (3) 効果的な複式学習指導等の教育に係る調査研究に関すること
- (4) その他、協定締結者が必要と認める事項

(方法)

第4条 事業実施に当たっては、業務に支障のない限り、それぞれの有する施設設備等の利用 について便宜を与えるものとする。

(経費)

- 第5条 連携して行う事業に要する経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。 (守秘義務)
- 第6条 本協定に基づく活動において、協定締結者が互いに知り得た秘密事項について、本協 定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏洩してはならな い。ただし、承諾を得ている場合はこの限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに協定締結者のいずれからも改定の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱う。

(その他)

- 第8条 この協定書に定めるもののほか,連携協力の実施に関し必要な事項は、協定締結者が協議の上定める。
- 2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者が協議してその解決を図る。

この協定書は、3通作成し、協定締結者が各1通を所持するものとする。

平成30年3月27日

奈良教育大学 学長 加藤 久雄

奈良県へき地教育振興協議会 会長 尾上 清男

奈良県教育委員会 教育長 吉田 育弘